

事 務 連 絡
平成 2 2 年 1 月 2 9 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

7 0 歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置
の延長に伴う高齢受給者証の自己負担割合の記載の見直しにつ
いて

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り
厚く御礼申し上げます。

7 0 歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置が平成 2 3 年
3 月 3 1 日まで 1 年間延長されることにつきましては、「7 0 歳代前半の被保
険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」の一部改正につ
いて（平成 2 2 年 1 月 2 9 日保発 0 1 2 9 第 2 0 号）において通知されたと
ころですが、このことに伴う高齢受給者証の自己負担割合の記載については、
下記のとおりとしていただきますようお願いいたします。

今後とも、健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしく
お願いいたします。

記

7 0 ～ 7 4 歳の者（現役並み所得者を除く。）に係る高齢受給者証の「一部
負担金の割合」欄の記載については、原則として、「2 割（ただし、平成 2 2
年 3 月 3 1 日までは 1 割）」としていただいているところですが、本年 3 月 3
1 日までに、「2 割（ただし、平成 2 3 年 3 月 3 1 日までは 1 割）」と記載した
高齢受給者証に更新してください。（既にこのような記載で発行されている場
合を除く。）

なお、有効期限が平成 2 2 年 8 月 3 1 日である等、年度の途中の場合は、同
欄の記載を「2 割（ただし、平成 2 2 年 8 月 3 1 日までは 1 割）」として再発
行し、同年 9 月に行われる更新の際に「2 割（ただし、平成 2 3 年 3 月 3 1 日

までは1割)」とすることは差し支えありません。

また、「一部負担金の割合」欄の余白が足りない、システム上の文字数が足りないなどの理由により、対応が不可能である場合に限り、保険者の判断において、例外的に「1割」又は文字数を短縮（Ex.「2割（平成23年3月末日までは1割）」）することも差し支えありません。